

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目 次

規 則

○庁用自動車管理規則の一部を改正する規則 (管財課) 一

○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則 (復興・危機管理総務課) 五

○特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (共同参画社会推進課) 五

○民間非営利活動拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 八

○民間非営利活動施設の管理に関する規則の一部を改正する規則 (同) 八

告 示

○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 八

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (農村振興課) 八

○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件) (同) 九

○県営土地改良事業の換地処分(十二件) (農村整備課) 九

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者) (水産林政総務課) 一一

○保安林の指定の予定 (森林整備課) 一一

○道路の区域変更(三件) (道路課) 一二

○道路の供用開始(二件) (同) 一三

○都市計画事業の事業計画変更の認可(三件) (都市計画課) 一三

○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者 (建築宅地課) 一四

規 則

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

○宮城県規則第十一号

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

庁用自動車管理規則(昭和四十三年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 所属長 所属(本庁若しくは事務局の課若しくは室又は地方機関等をいう。以下同じ。)の長をいう。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 専用車 当該専用車を管理する所属長

第十条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「道路交通法」の下に「(昭和三十五年法律第百五号)を、「規定する安全運転管理者」の下に「(以下「安全運転管理者」という。)」を、「副安全運転管理者」の下に「(以下「副安全運転管理者」という。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第五項中「安全運転管理者等選任(解任)報告書」の下に「(様式第二号)」を加え、同項を同条第二項とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(安全運転推進員)

第十条の二 自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。)を行わせるため、各所属に安全運転推進員を置く。

2 前項の安全運転推進員は、所属長がその所属職員(人事及び服務を担当するものに限る。)のうちから選任するものとする。

3 所属長は、複数の安全運転推進員を選任することができるものとする。

4 所属長(自動車を管理する所属の長に限る。)は、第二項の規定により安全運転推進員を選任したときは、速やかに安全運転管理者等選任(解任)報告書により総務部長にその旨を報告しなければならない。これを解任した場合も、同様とする。

5 安全運転管理者が所属職員の人事及び服務を担当する職員である場合は、当該職員が安全運転推進員を兼ねるものとする。

第十一条の見出し中「安全運転管理者」を「安全運転推進員」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第一項の安全運転推進員は、所属長の命を受け、各所属における自動車及びその運転者を直接管理するほか、次の業務を行うものとする。

第十一条第一項第一号中「指示」の下に「(自動車を管理する所属に限る。)」を加え、同項第二号

を次のように改める。

二 自動車運転する所属の職員（以下「運転者」という。）の健康管理と安全運転の指導

第十一條第一項第三号中「日常点検」を「管理する自動車の日常点検」に改め、「連絡指導」の下に「（自動車を管理する所属に限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 安全運転管理者への助言（安全運転推進員が安全運転管理者を兼ねる場合を除く。）

第十一條第二項中「安全運転管理者」を「安全運転推進員」に改め、同条に次の三項を加える。

3 安全運転管理者が選任されている所属にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる業務は、当該安全運転管理者が行うものとする。

4 運転者が運転する自動車以外の所属の管理者が管理する自動車である場合は、当該運転者の所属の安全運転推進員は、第一項第一号から第三号までに掲げる業務について、当該他の所属の安全運転推進員（安全運転管理者が選任されている所属にあつては、安全運転管理者。以下この項、次条及び第十三条において同じ。）の指示を受けるとともに、実施結果を当該他の所属の安全運転推進員に報告しなければならない。

5 前条第三項の規定により複数の安全運転推進員が選任されている所属においては、それぞれ当該安全運転推進員の業務の範囲は所属長が別に定める。

第十二條第一項中「安全運転管理者」を「安全運転推進員」に改め、同条第二項中「管理者」を「所属長及び管理者」に改め、同条第三項中「安全運転管理者」を「安全運転推進員」に改める。

第十三條第二項中「安全運転管理者」を「自動車を管理する所属の安全運転推進員」に改める。

様式第一号中「五」を削る。

様式第二号（その二）を次のように改め、同様式を様式第二号とする。

様式第2号（第10条、第10条の2関係）

安全運転管理者等選任（解任）報告書

年 月 日

総務部長 殿

管理者

庁用自動車管理規則（第10条第1項）
第10条の2第2項の規定により、下記の者を（副）安全運転管理者
安全運転推進員として選任（解任）したので、報告します。

自動車等の 使用の本 拠	所 属 位 置	管理対象自動車等（保有台数）			
		自動車等 種別	台 数	自動車等 種別	台 数
フリガナ		普通乗用自動車		軽四輪自動車	
職 氏 名	生 年 月 日 選任 年月日 解任 (歳)	小型乗用自動車		軽二輪自動車	
		普通貨物自動車		原動機付自転車 (50cc以上)	
		小型貨物自動車		原動機付自転車 (50cc以下)	
		特殊自動車			
		特種自動車			
		乗合自動車			
免許を持つ ている場合	免許の種類			自動二輪自動車	計
	免許年月日	・ ・	・ ・	備考	
	免許番号				
	交付年月日		年 月 日		
	交付 公安委員 会			県公安委員会	

様式第四号中「巴」を削る。
様式第五号中「存」を「存」に改め、「巴」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に管理者の命を受けて行う運転に係る自動車及びその運転者の管理については、なお従前の例による。

3 改正前の庁用自動車管理規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の庁用自動車管理規則の規定によるものとみなす。

(職員等の旅費支給規則の一部改正)

4 職員等の旅費支給規則（昭和三十五年宮城県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二（その六の三）を次のように改める。

別表第二（その6の3）（第5条関係）

自動車運転記録簿兼庁用自動車使用簿
（旅行命令（依頼）票）

所属名

車 名	登 録 番 号	年 式	型 式	車 検 有 効 期 間

自 動 車 管 理 者 安 全 運 転 安 推 安 全 運 転 安 推 安 全 運 転 安 推 安 全 運 転 安 推	運 転 所 属 班 安 全 運 転 安 推 安 全 運 転 安 推 安 全 運 転 安 推	運 転 者 所 属 安 全 運 転 安 推 安 全 運 転 安 推 安 全 運 転 安 推	旅 行 命 令 者 旅 行 命 令 者 旅 行 命 令 者 旅 行 命 令 者	使 用 (旅 行 者) (同 乗 氏 氏 氏 氏) 職 (旅 行 者 確 認) (旅 行 者 確 認)	使 用 年 月 日 (旅 行 期 間) 使 用 年 月 日 (旅 行 期 間)	用 務 先 (旅 行 内 容) 用 務 先 (経 路) 用 務 先 (経 路)	延 べ 走 行 距 離 燃 料 燃 料	運 転 者 (旅 行 者) (旅 行 者 確 認) (旅 行 者 確 認)	備 考
運 転 命 令					年 月 日 時 分 分 分		1		
運 行 報 告					年 月 日 時 分 分 分				
運 転 命 令					年 月 日 時 分 分 分		1		
運 行 報 告					年 月 日 時 分 分 分				
運 転 命 令					年 月 日 時 分 分 分		1		
運 行 報 告					年 月 日 時 分 分 分				

※「用務先（目的地）（経路）」欄には、在勤庁から出発又はIn勤庁へ帰着する場合は、出発地又は帰着地の記載は不要。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表宮城防災移動九〇〇の項中

航空局

同

を

航空局

防災推進課長

に改める。

別表第四号の表水防宮城四一四の項及び水防宮城四一五の項を削り、同表水防宮城六六一、二七一、二七三、二七四、二七六の項中「六六一」の下に、「六六二」を加え、同表水防小田ダムの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成十年宮城県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。様式第二十号を次のように改める。

様式第20号（第28条関係）

〈表 面〉

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等届出書

年 月 日 宮城県知事 殿	主たる事務所の 所在地	〒	
	(フリガナ)	電 話 () -	
	法 人 名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
		認定（特例認定）の有効期間	
	自 年 月 日	自 年 月 日	
	至 年 月 日	至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。

1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程【2部】	チェック欄
提出しない場合	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（_____年度）	
最後に職員給与規程を提出した事業年度（_____年度）	
2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類【2部】（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引	
③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
3 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類【2部】	

（注意事項）

宮城県以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、宮城県知事のほか、当該区域の都道府県知事に提出することとなります。

〈裏 面〉

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等届出書の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を宮城県知事に提出する際に使用します（宮城県以外の都道府県の区域内に事務所を設置している場合は、当該区域の都道府県の規定に従って提出してください）。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「主たる事務所の所在地」欄には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定による様式第二十号は、当分の間、改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定による様式第二十号とみなす。

民間非営利活動拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

民間非営利活動拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則

民間非営利活動拠点施設条例施行規則（平成十二年宮城県規則第二百七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第四号中「四」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の民間非営利活動拠点施設条例施行規則による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の民間非営利活動拠点施設条例施行規則の規定によるものとみなす。

民間非営利活動拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

民間非営利活動拠点施設条例施行規則の一部を改正する規則

民間非営利活動拠点施設条例施行規則（平成十六年宮城県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第七条の表宮城県民間非営利活動拠点施設第五号の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百六十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和四年三月二十二日

○宮城県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年三月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 小 林 一 裕

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和四年三月十一日	松野秀郎	登米市東和町錦織字小童子九十四番地二十三	理事
令和四年三月十一日	猪股直行	塩竈市清水沢四丁目二十一番三号	理事
令和四年三月十一日	阿部芳代	登米市東和町米谷字相川十一番地	理事
令和四年三月十一日	及川光雄	登米市東和町米川字館ノ下四十二番地	理事
令和四年三月十一日	小出信行	登米市東和町米谷字恩田九十二番地二	理事
令和四年三月十一日	菅原武雄	登米市東和町錦織字芝山二十八番地	理事

二 退任した者

令和四年三月十日	及川文雄	登米市東和町米川字町五十三番地	監事
令和四年三月十日	猪股孝之	登米市東和町錦織字芝山七十七番地	監事
令和四年三月十日	小野寺幹男	登米市東和町米川字西綱木二百七十八番地	理事
令和四年三月十日	佐藤忠良	登米市東和町錦織字石倉六十番地	理事
令和四年三月十日	佐藤記一	登米市東和町米川字東綱木百六十二番地	理事
令和四年三月十日	岩渕幸二	登米市東和町錦織字大木沢百十七番地	理事
令和四年三月十日	菅原武雄	登米市東和町錦織字芝山二十八番地	理事
令和四年三月十日	小出信行	登米市東和町米谷字恩田九十二番地	理事
令和四年三月十日	及川光雄	登米市東和町米川字館ノ下四十二番地	理事
令和四年三月十日	阿部芳代	登米市東和町米谷字相川十一番地	理事
令和四年三月十日	猪股直行	塩竈市清水沢四丁目二十一番三号	理事
令和四年三月十日	松野秀郎	登米市東和町錦織字小童子九十四番地二十三	理事
令和四年三月十一日	小野寺富雄	登米市東和町米川字西綱木九十三番地	監事
令和四年三月十一日	猪股孝之	登米市東和町錦織字芝山七十七番地	監事
令和四年三月十一日	千葉春彦	登米市東和町米川字中嶋百九十四番地	理事
令和四年三月十一日	後藤文郎	登米市東和町錦織字堂山十七番地一	理事
令和四年三月十一日	佐藤記一	登米市東和町米川字東綱木百六十二番地	理事
令和四年三月十一日	岩渕幸二	登米市東和町錦織字大木沢百十七番地	理事

令和四年三月二十一日	宮城県知事	宮城県知事	村	井	嘉	浩
------------	-------	-------	---	---	---	---

○宮城県告示第百六十八号
 県営岩沼北部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四
 年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次の
 おり縦覧に供する。
 なお、この土地改良事業変更計画については不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用
 する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知
 事に審査請求をすることができる。
 令和四年三月二十二日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間
 令和四年三月二十二日から令和四年四月十九日まで

三 縦覧場所
 巨理町役場

○宮城県告示第百七十号

二 縦覧期間
 令和四年三月二十二日から令和四年四月十九日まで

三 縦覧場所
 巨理町役場

○宮城県告示第百六十九号
 県営吉田東部2期地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二
 十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次
 のとおり縦覧に供する。
 なお、この土地改良事業変更計画については不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用
 する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知
 事に審査請求をすることができる。
 令和四年三月二十二日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間
 令和四年三月二十二日から令和四年四月十九日まで

三 縦覧場所
 巨理町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年三月二十二日

- 一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 名取地区西部分区
- 二 処分の年月日
令和四年三月九日

○宮城県告示第百七十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年三月二十二日

- 一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 蛇沼向地区
- 二 処分の年月日
令和四年三月九日

○宮城県告示第百七十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年三月二十二日

- 一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 奥松島地区（宮戸B工区）
- 二 処分の年月日
令和四年三月十四日

○宮城県告示第百七十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
奥松島地区（宮戸1分区）

- 二 処分の年月日
令和四年三月十四日
- 宮城県告示第百七十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年三月二十二日

一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

奥松島地区（宮戸3分区）
二 処分の年月日
令和四年三月十四日

○宮城県告示第百七十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年三月二十二日

一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

奥松島地区（宮戸4分区）
二 処分の年月日
令和四年三月十四日

○宮城県告示第百七十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
令和四年三月二十二日

一 処分を行った地区の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

奥松島地区（宮戸5分区）
二 処分の年月日
令和四年三月十四日

○宮城県告示第百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

奥松島地区（宮戸6分区）

二 処分の年月日

令和四年三月十四日

○宮城県告示第百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

奥松島地区（宮戸10分区）

二 処分の年月日

令和四年三月十四日

○宮城県告示第百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

奥松島地区（宮戸11分区）

二 処分の年月日

令和四年三月十四日

○宮城県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

牡鹿地区谷川浜工区

二 処分の年月日

令和四年三月十四日

○宮城県告示第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

牡鹿地区大谷川浜工区

二 処分の年月日

令和四年三月十四日

○宮城県告示第百八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）	小型定置漁業	令和四年三月八日	令和四年三月八日	本吉郡南三陸町歌津字港九十三一六 阿部 克樹 本吉郡南三陸町歌津字伊里前三百二十五一 阿部 洋	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六條に規定する漁業	五人

○宮城県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年三月二十二日

- 一 保安林子定森林の所在場所
栗原市一迫字大川口向芳沢二の一

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前 B	A	前	後			
牡鹿郡女川町浦宿浜字三郎浜四二番一 地先から		九・三 四〇・七	八・二 四八・九	七〇五・五	上記A及び Bは、関係図 面に表示する	

同郡同町浦宿浜字浦宿八一番八七地先
まで

○宮城県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻女川線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	前	後		
石巻市門脇字元明神六二番六地先から 同市南光町一丁目六番三地先まで		一四・六 五九・二	一四・六 五九・二	三、六八一・七	三、六八一・七

○宮城県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻女川線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

敷地の区分を
いう。

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町浦宿浜字三郎浜四二番一 地先から 同郡同町浦宿浜字浦宿八一番八七地先 まで		前A	八・二 四五・三	七〇五・五	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
後	前	八・二 四八・九	七〇五・五		
B	A	九・三 四〇・七	六七二・〇		

○宮城県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字三郎浜二六番一地先から 同郡同町浦宿浜字浦宿八一番八七地先まで	令和四年 三月二十四日 午後四時三十分

○宮城県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市門脇字元明神六二番六地先から 同市南光町二丁目八番二四地先まで	令和四年 三月二十四日

○宮城県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

九・七・一号 海岸公園

三 事業施行期間

「昭和五十五年十月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで」を「昭和五十五年十月二十八日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画緑地事業

2 名称

八号 防災緑地二号

三 事業施行期間

「平成二十六年十二月二十六日から令和四年三月三十一日まで」を「平成二十六年十二月二十六日から令和五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

七ヶ浜町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

四・四・八〇二号 菖蒲田浜海浜公園

三 事業施行期間

「平成二十七年七月十日から令和四年三月三十一日まで」を「平成二十七年七月十日から令和五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百九十二号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和四年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

株式会社ミツヤホーム

二 代表者の氏名

阿部 光雄

三 事務所の所在地

石巻市渡波町一丁目十二番三号

四 免許年月日及び免許証番号

平成三十一年四月二十七日 宮城県知事(五)第四千七百十三号